



平成 25 年 12 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 ビットアイル
(コード番号 3811・東証 1 部)
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 寺田 航平
問 合 せ 先 責任者 取締役 管理本部長 深井 英夫
電 話 番 号 03-5782-8723

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は平成 25 年 12 月 3 日開催の取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので下記の通りお知らせします。

記

1. 新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値を向上させることを目的とし、当社の取締役、監査役、従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。今回発行する新株予約権は、次の三種類で構成されております。当社取締役を対象とし、賞与支給制度の代替となる業績連動型報酬として支給することを目的としたストックオプションAプラン。当社の取締役及び監査役を対象とし、退職慰労金制度の代替として支給することを目的としたストックオプションBプラン。当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員を対象としたストックオプションCプランであります。

なお、Bプランにつきましては同日公表しております「募集新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の割当てに関するお知らせ」をご参照下さい。

2. スtockオプションAプランによる新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社ビットアイル第 12 回Aプラン新株予約権

(2) 新株予約権の発行日

平成 25 年 12 月 18 日

(3) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

当社普通株式 36,300 株とする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個につき 100 株とする。



なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込みを要しない。

ただし、有利発行には該当しない。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年12月19日から平成35年12月2日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(9) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得す



ることができる。

- ③ 平成 25 年 12 月 19 日から平成 27 年 12 月 18 日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400 円（以下、「無償取得価額」という）を下回った場合は、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により無償取得価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後無償取得価額＝調整前無償取得価額×（1／分割・併合の比率）

- (10) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式 1 株当たりの再編後払込金額を 1 円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。



- ⑧ 新株予約権の取得の条件
上記(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権の割当数
当社の取締役4名に対し、363個を割り当てる。
- (13) 新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
 - ② 本新株予約権者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - (イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
 - (ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - (ハ) 本新株予約権者である従業員が定年退職した場合
 - (ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
 - ③ 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
 - ⑥ その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
- (14) 新株予約権証券の発行については、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

3. ストックオプションCプランによる新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の名称
株式会社ビットアイル第12回Cプラン新株予約権
- (2) 新株予約権の発行日
平成25年12月18日
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数
当社普通株式203,800株とする。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき100株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式に



つき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込みを要しない。

ただし、有利発行には該当しない。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（1／分割・併合の比率）

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年12月19日から平成35年12月2日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金



に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(9) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 平成25年12月19日から平成27年12月18日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円（以下、「無償取得価額」という）を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。
また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により無償取得価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後無償取得価額} = \text{調整前無償取得価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

- (10) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付



するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の条件
上記(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権の割当数
当社の従業員及び当社子会社の取締役及び従業員148名に対し、2,038個を割り当てる。
- (13) 新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
 - ② 本新株予約権者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - (イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
 - (ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - (ハ) 本新株予約権者である従業員が定年退職した場合
 - (ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
 - ③ 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。



- ⑤ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
 - ⑥ その他の条件については、当社と当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
- (14) 新株予約権証券の発行については、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

以 上